

南あ農振発第590号  
令和7年10月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	広田大丸・市場 ( 大丸、市場 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は広田小中学校付近にある小さな中山間地域で、農業形態は水稻、玉ねぎ、露地野菜による複合経営が主になっている。地域の農業を担う中心となる経営体は70歳を超えており、後継者はごく稀である。

10年ほど前に地域の農地を地域で守るため、ワイド14広田営農組合を設立し、水稻を中心とした農作業の受託を受けてきたが、営農組合員も等しく高齢化となっており、営農組合による農作業受託も年々厳しくなっている。一方で10年前から若手就農希望者を受け入れてきた実績があり、現在もIターンなど他地域からの人材は受け入れやすい雰囲気になっている。

しかしながら、10年後を見据えると地域内には農地を守る人は半分以下になると予想される。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では水稻、玉ねぎ、露地野菜が中心の経営が続していくと予想されるが、島外から就農した者が業務用ねぎを栽培するなど新たな品目を作付けする者も少し増えてくると考えられる。

地域内で中心となっている経営体は70歳を超えており、10年後を見据えると80歳以上となることから地域の農業を維持していくためには新規就農者を受け入れていくことが最善の方法であると考えられる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農業後継者や新規就農者に農地を集積していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備については、中山間直接支払制度の対象となっている区域は完了しているが、その他は未整備となっている。未整備農地について基盤整備の話は出てきていない。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

10年前から新規就農者を受入れてきた実績があるため、農業をしたいと考える若者が現れたら専業・兼業を問わず、引き続き、受入れを行っていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

これまで営農組合が水稻作業の一部を請け負ってきたが、設立10年を迎え、組合員の高齢化が顕著であるため、現状のままであれば農作業受託もほぼ無くなっていくと考えられる。このため、新規就農者についても積極的に営農組合への加入を促し、組合員の若返りを図っていきながら水稻作業の受託を維持していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

① 10年前は殆ど鳥獣被害がなく、農業をする環境は中山間地域では比較的良好であったが、6年ほど前から鹿が出没し始めて地域で鹿柵などの対策を進めてきた。今後も地域内で柵の点検、侵入路の確認などを行なながら対策を講じていく。

③ 担い手の高齢化という問題からスマート農業導入により省力化を図っていく。

⑦ 当該地域は中山間直接支払・多面的機能支払制度を活用しながら地域農業を維持している。今後も当該制度を上手く活用し、農地やため池、水路などの保全・管理を行っていきたい。

⑩ 耕作できなくなった農地の借り手が誰もいない場合、ワイド14広田営農組合が特定作業受委託契約をして管理する。